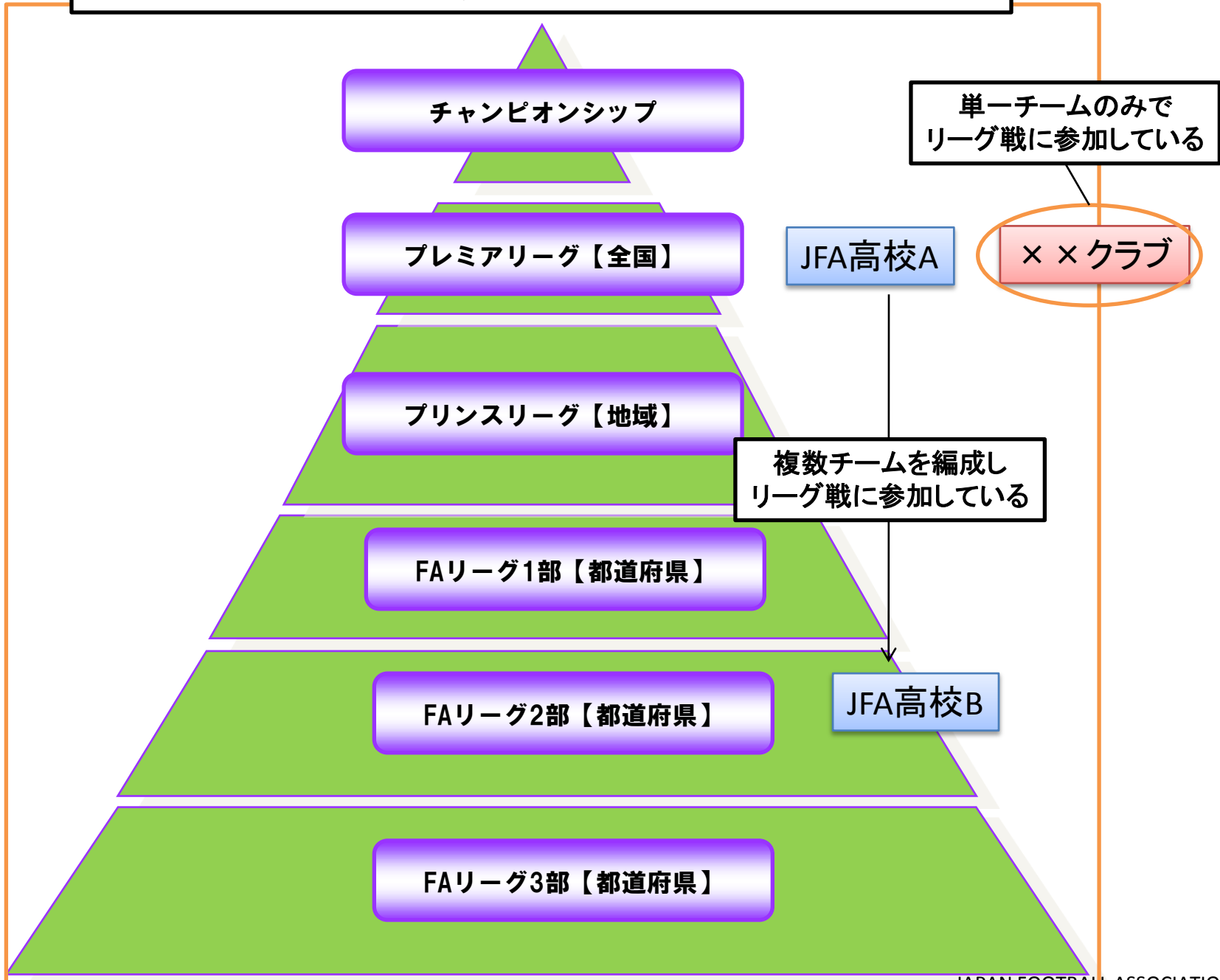


# 参考資料

本通達を出すに当たっての背景について、2種の事例を用いて簡単に補足する。実際の現場では様々なケースが起こりうる可能性もありますが、この考え方は原則を示すものであり、各大会等において実際に発生した案件で判断に困った際にはJFA競技運営部にお問い合わせください。

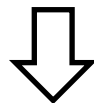
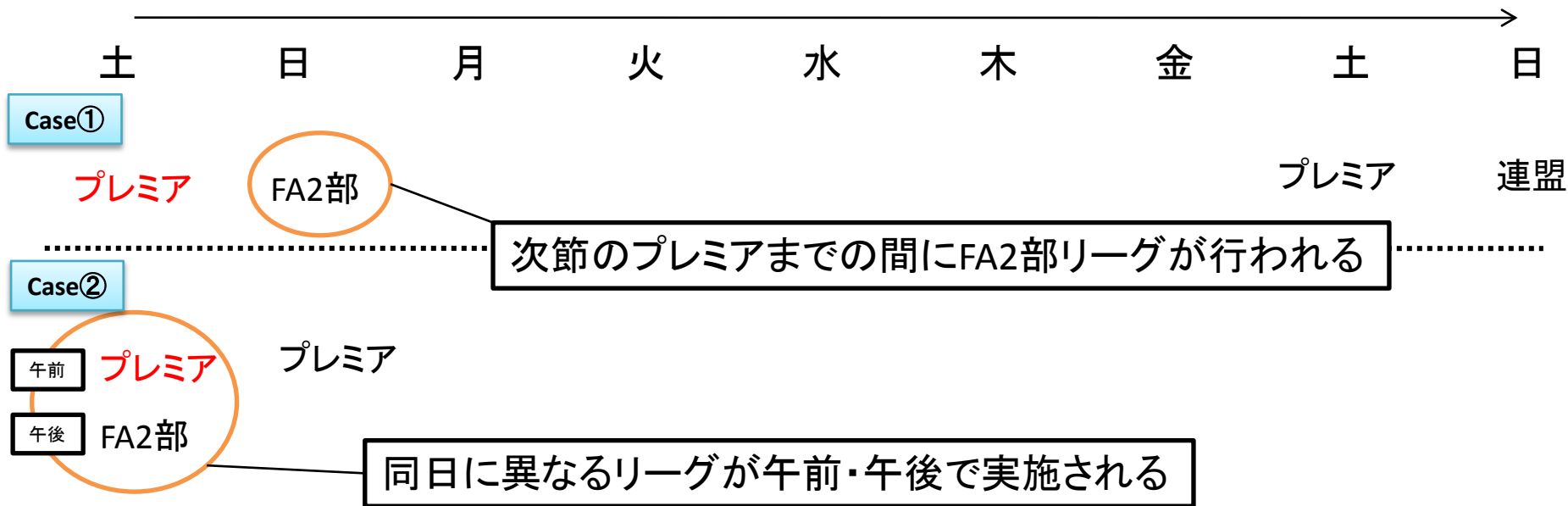
2012年4月  
JFA競技運営部

# 概念図 階層別リーグに複数チームを編成し参加するケース



# 今までの事例

## リーグ戦に複数チームを編成し出場させた場合 (JFA高校のケース)



土曜の**プレミア (赤文字)**で出場停止処分(1試合)が科された場合、その消化を次のFA2部としてしまってもいいのか？(①も②もタイミングが異なるだけで、当該チームが行う試合の時系列としては変わらない)

直近の公式戦での消化(第4条の適用)ということでFA2部を消化の対象としてしまうと①であれば翌週のプレミアには出場が可能となり、②であれば翌日のプレミアに出場が可能となってしまふ。

## 今までの事例

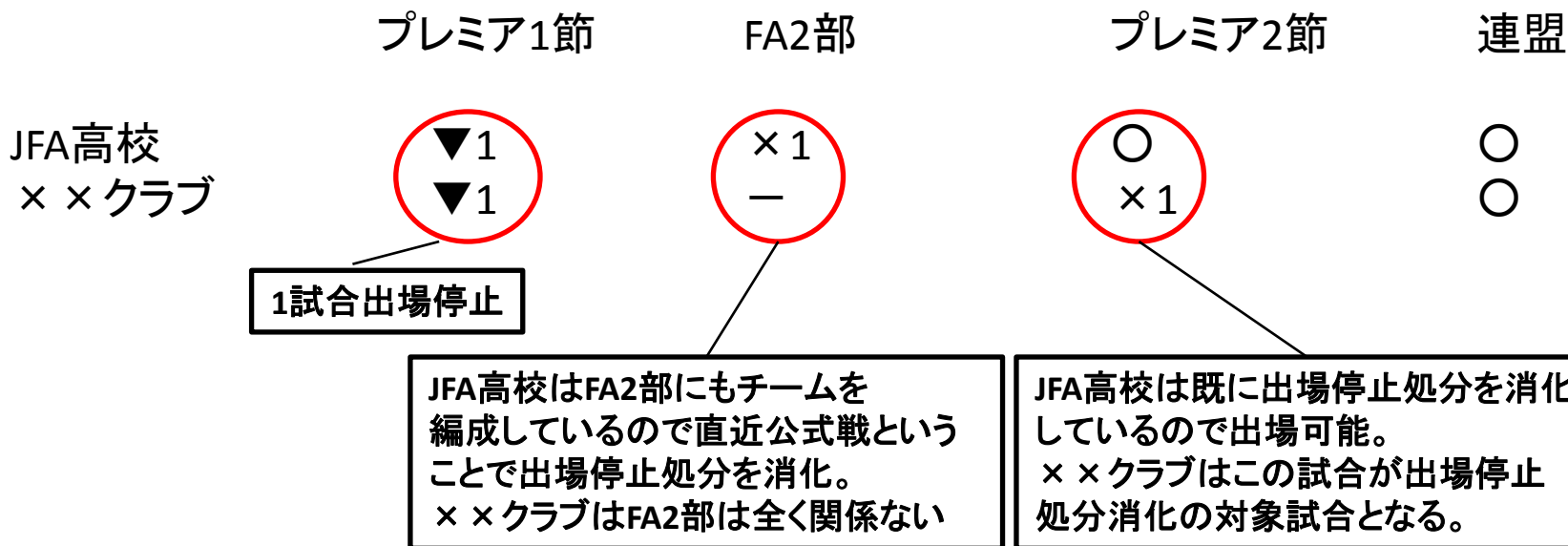
## JFA高校と××クラブが同リーグで懲罰処分を受けた場合

同じリーグに複数チーム編成をしているチームと、編成していないチームが混在しているため、下記のような現象がおこりえる

- ①JFA高校(複数チームを編成し、リーグ戦(プレミア、FA2部)に出場)
- ②××クラブ(複数チーム編成なし)

### 【例】

プレミア1節においてJFA高校の選手と××クラブの選手が退場処分を受け1試合の出場停止処분을科されたケース

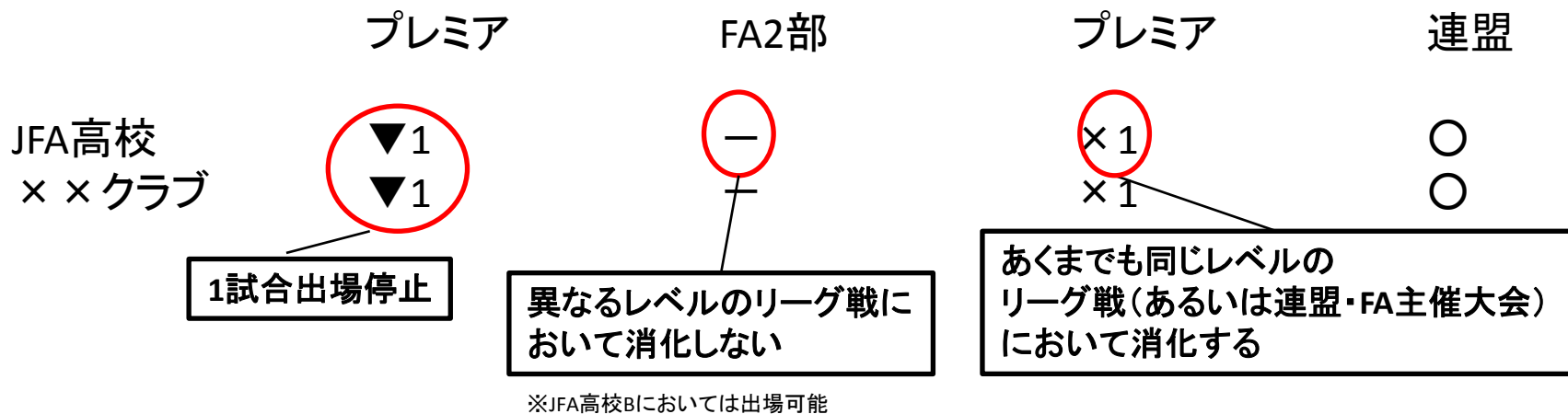


同じリーグに所属しながらもJFA高校と××クラブで不公平が生じる⇒今回の通達につながる

## 今後の運用

## 今回の通達に即して懲罰を運用した場合

退場による出場停止処分は「処分を受けた当該リーグあるいは直近の公式戦(連盟大会・FA主催大会)において消化する、異なるレベルのリーグ戦において出場停止処分を消化しない」と定めます。(警告累積による出場停止処分は従来通りの解釈)



→当該選手がプレミアで出場停止処分を受けた場合、その次の公式戦がFA2部だとしても、そこでは出場停止処分は消化せず、あくまでも次のプレミアで消化する。  
(当該リーグでの出場停止処分はそのリーグ、あるいは連盟・FA主催大会において消化する)

### <本運用におけるメリット>

- ・同リーグ内における公平性の確保(複数チーム編成をした場合でも変わらない)
- ・運営管理側は自リーグ及び連盟、FA主催大会を追うだけでいいので管理がシンプルになる